平成２４年（フ）第３３４号
大阪府泉佐野市泉ケ丘２丁目１番16―203号
債務者　宮前　秀子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
大阪府阪南市尾崎町８丁目25番４号
債務者　紀伊国谷保
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目５番33―201号
債務者　武藤　真紀（旧姓大島・末村）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
大阪府阪南市石田600番地の６―30棟302号
債務者　小林　尚史
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
大阪府泉南市信達市場2696番地
債務者　廣岡　好一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
大阪府和泉市いぶき野３丁目２番７―202号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目５番12―905号
債務者　横井　俊志
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
大阪府泉大津市東助松町１丁目13番17号北野荘30号
債務者　塩谷　明恵
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目５番６号グリーンフィールドＡ103、前住所大阪府和泉市伏屋町４丁目10番５号
債務者　谷坂　時代（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
奈良県大和郡山市柳町77番地１　シャルマンコーポ大和郡山212号
債務者　山﨑　孝治
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
香川県高松市田村町402番地４　コーポラス阿部Ａ205号室
債務者　田村　正明
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１５３号
香川県高松市屋島東町1148番地２　フォブール屋島21―201号室
債務者　向井　雅人
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６８号
香川県高松市宮脇町１丁目19番10号
債務者　山口　勝康
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１９０号
香川県高松市香川町川東上2187番地19
債務者　園田　麻美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４７号
福岡県大牟田市千代町４番地１、住民票上の住所福岡県大牟田市千代町10番地４
債務者　塚本　幸二
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４９号
福岡県大牟田市大字歴木648番地５　清和荘101号
債務者　寺村　利春
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５２号
福岡県大牟田市浜町７番地18
債務者　平川　英雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２２６号
千葉市若葉区愛生町54番地３　セブンハイツ108号
債務者　山口　剛士
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係